平成２４年（フ）第６３５号
埼玉県越谷市東大沢１丁目46番地４　メゾンアイリス101
債務者　木村　孝一
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６３６号
埼玉県越谷市相模町１丁目309番地13
債務者　三上　　静（旧姓小久保）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
千葉県木更津市清見台南２丁目９番Ｄ棟305号
債務者　杉野　隆実
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１２０号
千葉県木更津市清見台南２丁目９番Ｄ棟305号
債務者　杉野　由美
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１３１号
千葉県木更津市高柳３丁目１番14号　パティオイワネ103号、住民票上の住所千葉県君津市泉575番地９
債務者　飯田　貴治
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１０３号
岐阜県大垣市八島町2346番地10
債務者　関口　茂勝
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
愛知県岡崎市上地３丁目23番地15　サンシャインさのＢ―101、前住所愛知県岡崎市上地２丁目２番地２
債務者　小池　好子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５５号
高知市仁井田4277番地３　高木荘東
債務者　坂本　文昭
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３５６号
高知市仁井田4277番地３　高木荘東
債務者　坂本　陽子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８４号
高知市南はりまや町１丁目14番20号　リバティハウスⅡ・303
債務者　大﨑　幸恵
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８８号
高知市中久万52番地　森田アパート
債務者　廣光　　勲
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８０号
福岡県行橋市大字高瀬678番地４
債務者　小村　絵美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第４８５号
札幌市東区北33条東17丁目２番12―403号
債務者　木村　正美
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９７０号
北海道千歳市信濃３丁目26番５―１号
債務者　藤田　恭司
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９７１号
北海道千歳市信濃３丁目26番５―１号
債務者　藤田　郁子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０７９号
札幌市豊平区月寒東１条19丁目２番73―205号
債務者　安澤　静香
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２０４号
北海道石狩市八幡４丁目166番地46
債務者　村瀬　繁樹
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで札幌地方裁判所民事第４部